

出資証券不発行についてよくあるご質問

Q1. なぜ、出資証券を不発行にするのですか。

A1. 出資証券は、預金通帳や証書と違い、日頃出し入れすることが少なく、長期に亘って保管しなければならないため、譲渡手続きや相続、名義変更などの際に、出資証券紛失の申し出が多くなっております。出資証券を不発行にすることにより、紛失や盗難の被害がなくなりその際の手続きは簡素化され、組合員の皆様のご負担を減らすことができます。

Q2. 出資証券が不発行になると、出資している証拠がなくなります。権利はどうなりますか。また出資していることや金額は、何で確認したらいいですか。

A2. 出資者の情報は電子データとして厳格に管理されており、証券の有無で権利が変わることはございません。今後は毎年総代会後に郵送される「配当金支払通知書」が出資証拠書類となるとともに、ご加入内容を確認していただきます。また当組合窓口で発行する「残高証明書」(有料)をご請求いただきましたら確認していただけます。

Q3. 今、手元に持っている出資証券はどうすればよいのか。返却が必要ですか。

A3. 当組合の窓口を持ってきていただけますと回収させていただきますが、必ず返却が必要というわけではございません。証券不発行導入後は、出資証券は無効な紙となります。

Q4. 出資証券を発行されない場合、譲渡・相続の手続きの際は、何が必要ですか。

A4. 譲渡の場合は、本人確認書類と出資加入時にお届けいただいたご印鑑をご持参ください。また、相続の場合は、別途相続関係書類が必要となりますので、お取引していただいている店舗にお問い合わせ下さい。

Q5. 既に出資証券を紛失しているが、届出は必要ですか。

A5. 出資証券不発行により、喪失届や再発行の手続きが不要になりました。

Q6. 氏名や住所は変更になった場合はどうすればいいですか。

A6. 本人確認書類と出資加入時にお届けいただいたご印鑑をご持参ください。変更内容により当組合所定の手続きをとらせていただきます。尚、出資証券をご持参いただいた場合は、当組合で回収させていただきます。また、万一、出資証券を紛失されていまして、お届出しいただく必要はございません。